議事要旨(1) IASBディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」へのコメント対応

冒頭、小賀坂副委員長より、IASBディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（以下「DP」という。）について、最終的なコメント文案の審議を行う旨の説明がなされた。続いて、小賀坂副委員長、関口委員、紙谷ディレクター及び板橋ディレクターより、DPに対するコメント文案について、説明資料[審議事項(1)-2]に基づき、前回の委員会以降の変更箇所を中心に説明がなされた。

説明及びコメント文案に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

全般的なコメント

- ある委員より、全般的なコメントの中で「我々は、純損益を財務報告の目的から直接に導かれる財務諸表の構成要素の１つとして定義又は説明すべきと考える。」と記載されているが、質問 19 への回答案の中では、「定義すべき」という提案になっているため、純損益に関する説明は DP においてもされていることを考慮すると、あえて「又は説明すべき」と記載する必要はないのではないか、という発言がなされた。
  - これに対して事務局からは、ご指摘の点について見直したい、という回答がなされた。

- ある委員より、セクション５では測定の見直しについてもコメントしており、全般的なコメントの中で測定の見直しについてのコメントの要約が記載されていない理由について確認したい、という発言がなされた。
  - これに対して事務局からは、要約なので冗長になることを避けていたが、重要な論点であるため、要約を追加したい、という回答がなされた。

セクション２　財務諸表の構成要素

- ある委員より、質問４への回答案で、構成要素として、純損益、包括利益及び OCI も構成要素として扱うべきだと提案しており、その理由を「財務諸表の構成要素は財務報告の目的に照らして決定すべきだと考えている」としているが、これについて DP では構成要素はビルディング・ブロックであるとしているため、これらの DP の提案に対する立場を明示した上での説明を行ったほうが良い、という発言がなされた。
  - これに対して事務局からは、DP の提案は強く否定されるものではないものの、我々の考えの方がより良いため、我々の考えを提案するような現在の記載になっている、という回答がなされた。

セクション４　認識及び認識の中止

- ある委員より、質問８に対する回答案において、不確実性について主として認識において対応される例として訴訟が挙げられており、「裁判の進展につれて、蓋然性基準を満たして結果が不可逆と考えられる場合には、引当金を認識することが適当である」と記載されているが、不確実性が存在しているため引当金を認識し、不可逆となった場合には未払金

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

を認識するという考え方はできないか、という発言がなされた。

- ➢ これに対して事務局からは、この例では、引当金から未払金になる段階の説明を意図しておらず、負債の計上のタイミングの説明を意図していたが、ご指摘の点を踏まえて検討する、という回答がなされた。

- ▪ ある委員より、質問 8 に対する和文の回答案及びその要約において、「蓋然性規準の必要性を決定する必要があると考えており」という表現がなされているが、重要なコメントであるので、わかりやすくシンプルな表現にすべきである、という発言がなされた。

- ▪ 事務局より、蓋然性規準の要否について、「関連する当事者が起こりうる結果の分布を理論的又は経験的に知っているであろう取引又は事象かどうか」に依存するとの記載となっているが、誤解が生じる可能性があるため、表現を修正したい、という発言がなされた。

セクション 5　持分の定義及び負債と資本性金融商品の区別

- ▪ ある委員より、質問 10 に対する回答案において、脚注で「我々は、狭い持分アプローチのように最残余の請求権を持分とし、残余を負債に区分すべきと考える」と記載されているが、前者の「最残余」は最劣後という意味であり、後者の「残余」は補集合という意味であるため、混乱を生じさせる可能性がある、との発言がなされた。また、「現在の株主の持分の希薄化を測定の見直しを通じて示すことにならないと考える。」とあるが、現在の株主の視点と最残余の請求者の視点は別であると考えているのか、という発言がなされた。
  - ➢ これに対して事務局からは、前者のコメントに対して、脚注の表現を見直したい、との回答がなされた。また、後者のコメントについては、実際の普通株式への出資者の視点を意図しており、ここではワラントを有している者などの将来の株主と対比させる形で現在の株主という表現を用いているが、優先株主など他の請求権に話が及ぶような誤解を与える表現になっていないか、表現を見直したい、との回答がなされた。

セクション 8　包括利益計算書における表示－純損益とその他の包括利益

- ▪ ある委員より、次のような発言がなされた。
  - ・ 質問 19 への回答案において、純損益の特徴を「ある期間における企業の事業活動に関する不可逆な成果についての包括的な測定値を表す。」としているが、例示的な形で提案を行い、今後、議論を拡張できる余地を残す形にできないか。
  - ・ 質問 20 への回答案において、リサイクリングが発生する時点を列挙しているが、現段階では例示が不利に作用する可能性があるため、削除をお願いしたい。

    このコメントの意図として、純損益を定義する上で、適切な期間配分の考え方が損益計算書の目的として非常に重要だと考えており、今後に向けて議論の余地を残しておくことが重要だと考えている。純損益を「不可逆な成果」とするだけで、退職給付会計における数理計算上の差異の遅延認識を含めて説明ができるか疑問である。
  - ➢ これに対して事務局からは、次のような回答があった。
    - ・ 事務局としては「不可逆な成果」という考え方で期間配分のようなものを含めて、基本的にはすべて説明ができると考えている。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- リサイクリングが発生する時点を列挙していることについては、現行の OCI 項目はすべて我々の主張するモデルで説明することができることを示す意図で行っている。我々の主張では、OCI は貸借対照表の測定値と損益計算書の測定値の差の連結環として説明可能であると考えている。
- 日本の退職給付会計基準についても、「不可逆な成果」という考え方を利用して説明可能であると考えている。

▪ 続けて、質問 20 への回答案において、「リサイクリングは仕組みとして自動的に達成される」とされているが、リサイクリングが発生する時点の例示列挙の中で、「時の経過に従って自動的な戻入れが生じる時点」のみ、例示列挙の中にも「自動的」という言葉が使用されており、この項目のみ自動的という言葉が重ねて使用されている理由について確認したい、という発言があった。

- 英文では異なる用語を使用する予定であるため影響は無いと考えるが、和文では誤解を生じる可能性があるため、修正することを検討したい、との回答がなされた。

最後に、小賀坂副委員長より、今後、頂いた意見を事務局で検討した上でコメント文案を最終化していく旨の説明がなされた。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。